

平成28年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	①国民年金基金等給付費負担金 ②存続厚生年金基金等未納掛金等交付金			担当部局庁	年金局	作成責任者			
事業開始年度	平成3年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	企業年金国民年金基金課	課長 内山 博之			
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	①国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第34条第4項 ②公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。)附則第141条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年改正法附則第140条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)第5条第9項、第8条第9項			関係する計画、通知等	-				
主要政策・施策	高齢社会対策			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	①国民年金基金は自営業者の方が自ら老後に備える老齢基礎年金の上乗せ年金の制度であるが、国民年金基金等給付費負担金は国民年金基金の年金給付のうち、国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を国が負担するものである。 ②存続厚生年金基金等未納掛金等交付金は、年金記録の訂正に伴い事業主等が負担すべき掛金が納付されない場合に、年金の適正な支給のため、未納掛金に相当する額を国が代わって交付するものである。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①国民年金基金等給付費負担金(平成3年度開始) 国民年金基金及び国民年金基金連合会に対し、年金の支給実績に基づき国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を負担するものである。法律に基づき国の負担が義務づけられているものである。 ②存続厚生年金基金等未納掛金等交付金(平成21年度開始) 事業主等が存続厚生年金基金の掛金を給与から控除していたにもかかわらず、存続厚生年金基金に納付していない場合であって、納付勧奨、事業主名の公表等を経て納付に応じない場合に、法律により国が存続厚生年金基金及び存続連合会に対し未納掛金に相当する額を交付するよう義務づけられているものである。								
実施方法	直接実施								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求		
		当初予算	1,821	2,102	2,384	2,628			
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
	計	1,821	2,102	2,384	2,628	0			
執行額	1,773	2,039	2,299						
執行率(%)	97%	97%	96%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-	-

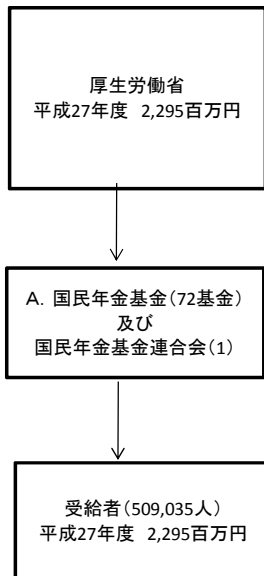
		定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と25～27年度の達成状況・実績					
定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な成果目標の設定が困難な場合	<p>①国民年金基金等給付費負担金 本経費は、加入員記録に基づき裁定された国民年金基金の給付に対する国庫負担であり、定量的な目標が設定できない。</p> <p>②存続厚生年金基金等未納掛金等交付金 本経費は、存続厚生年金及び存続連合会に対し、厚生年金基金の掛金控除していたにもかかわらず未納であった際の掛金に相当する額を交付するものであり、定量的な目標が設定できない。</p>			<p>①国民年金基金給付費 国民年金基金の給付に対する国庫負担を適切に行う。 25年度 国民年金基金等給付費負担金額 17.6億円 受給者数 429,697人 26年度 国民年金基金等給付費負担金額 20.4億円 受給者数 472,070人 27年度 国民年金基金等給付費負担金額 22.9億円 受給者数 509,035人</p> <p>②存続厚生年金基金等未納掛金等交付金 存続厚生年金基金等に対する未納掛金の交付を適正に行う。 25年度 存続厚生年金基金等未納掛金等交付金 9.9百万円 存続厚生年金基金等数 8件 26年度 存続厚生年金基金等未納掛金等交付金 2.3百万円 存続厚生年金基金等数 8件 27年度 存続厚生年金基金等未納掛金等交付金 4.7百万円 存続厚生年金基金等数 4件</p>					
		代替目標	代替指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	①国民年金基金等給付給付費負担金 国民年金基金の給付に対して適切に国庫負担を行う。	国民年金基金等給付費負担金	実績	億円	17.6	20.4	22.9	-	-	
				目標値	億円	18.2	21	23.8	-	-
				達成度	%	97	97	97	-	-
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	②存続厚生年金基金等未納掛金等交付金 存続厚生年金基金等に対する未納掛金の交付を適正に行う。	存続厚生年金基金等未納掛金等交付金	実績	百万円	9.9	2.3	4.7	-	-	
				目標値	百万円	9.9	5	9	-	-
				達成度	%	100	46	52	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	①国民年金基金等給付費負担金 受給者数	活動実績			人	429,697	472,070	509,035	-	
当初見込み			人	449,274	494,240	532,206	566,055			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	②存続厚生年金基金等未納掛金等交付金 交付基金数	活動実績			件	8	8	4	-	
当初見込み			件	20	20	10	10			
単位当たりコスト	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	全額負担又は交付金として支出されるものであり、単位当たりコストの算出になじまない。			単位当たりコスト	-	-	-	-		
				計算式	/	-	-	-	-	
平成28・29年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由						
	①国民年金基金等給付費等負担金	2,623								
	②存続厚生年金基金等未納掛金等交付金	5								
	計	2,628	0							

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること									
	施策	企業年金等の適正な運営を図ること(政策目標Ⅹ-1-4) (28年度から高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること(政策目標Ⅹ-1-3)に変更)									
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 毎 年度		
		受給権者に占める未請求者の割合	実績値	%	11	11	-	-	-		
			目標値	%	13%以下	11%以下	前年度以下	-	-	前年度以下	
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						
			-	-	施策の進捗状況(実績)						
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	国民年金基金及び国民年金基金連合会に対し、年金の支給実績に基づき国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を負担する事業や事業主等が存続厚生年金基金の掛金を給与から控除していたにもかかわらず、存続厚生年金基金に納付していない場合であって、納付勧奨、事業主名の公表等を経ても納付に応じない場合に、法律により国が存続厚生年金基金及び存続連合会に対し未納掛金に相当する額を交付する事業を行っている。これらの事業を円滑に実施することは、国民の高齢期における所得確保を図る上で重要であり、企業年金等の受給権を有しているにもかかわらず裁定請求を行っていない者に対し、受給権を有している旨の連絡を行う等の周知等に努めることで、未請求者の減少に向けて取り組み、高齢期における所得確保を図ることができるよう努めることが重要である。										
	改革項目	分野:	-	-							
アクション・プログラム (経済・財政再生)	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度			
		成果実績	-	-	-	-	-	-			
		目標値	-	-	-	-	-	-			
	達成度	%	-	-	-	-	-	-			
	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度			
		成果実績	-	-	-	-	-	-			
目標値		-	-	-	-	-	-				
達成度	%	-	-	-	-	-	-				
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係											
-											

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	国民年金基金等給付費負担金、厚生年金基金等未納掛金等交付金ともに、法律により国の負担が義務付けられているものである。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	国民年金基金等給付費負担金、厚生年金基金等未納掛金等交付金ともに、法律により国の負担が義務付けられているものであり、国が実施すべき事業である。		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	国民年金基金等給付費負担金、厚生年金基金等未納掛金等交付金ともに、法律により国の負担が義務付けられているものである。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-			
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		無			
	競争性のない随意契約となったものはないか。		無			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	国民年金基金等給付費負担金、厚生年金基金等未納掛金等交付金ともに、法律により国の負担が義務付けられているものであり、受益者との負担関係は妥当なものである。		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	国民年金基金等給付費負担金、厚生年金基金等未納掛金等交付金ともに、費用・使途は事業目的に限定している。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		-			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
点検・改善結果	点検結果	①国民年金基金等給付費負担金 平成27年度においては、国民年金基金及び国民年金基金連合会からの年金支給の実績報告及び交付請求が、適正に行われていた。 ②厚生年金基金等未納掛金等交付金 平成27年度においては、厚生年金基金及び企業年金連合会からの交付申請及び実績報告が適正に行われていた。				
	改善の方向性	①国民年金基金等給付費負担金 国民年金基金及び国民年金基金連合会からの年金支給の実績報告及び交付請求に基づき支払っており、引き続き、実績報告等から請求額が適正であるかの確認を行っていくこととする。 ②厚生年金基金等未納掛金等交付金 厚生年金基金及び企業年金連合会からの交付申請及び実績報告に基づき支払っており、引き続き、実績報告等から請求額が適正であるかの確認を行っていくこととする。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	524	平成23年度	477	平成24年度	421	□
平成25年度	808	平成26年度	811	平成27年度	822	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

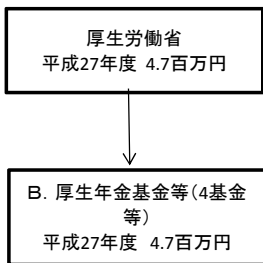
①国民年金基金等給付費負担金



国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を負担するため、年金の支払者である国民年金基金及び国民年金基金連合会に対し国民年金基金等給付費負担金の交付を行っている。

【国民年金基金】(72基金)
国民年金基金の受給者に対し年金の支給を行っている。
【国民年金基金連合会】(1)
個別の基金を中途脱退した者について、法律の規定により国民年金基金連合会が年金の支給義務を引き継ぎ、年金の支給を行っている。

②厚生年金基金等未納掛金等交付金



事業主が厚生年金基金の掛金を給与から控除していたにもかかわらず、厚生年金基金に納付していない場合であって、納付勧奨、事業主名の公表等を経ても納付されない場合に、未納掛金に相当する額を国が代わって厚生年金基金及び企業年金連合会に対し交付を行う。

【厚生年金基金】(245基金)
厚生年金基金に対し、未納掛金相当分として交付し、年金の適正な支給を行う。
【企業年金連合会】(1)
個別の基金を中途脱退した者及び解散基金加入員の年金の支給義務を引き継いでいる企業年金連合会に対し、未納掛金相当分として交付し、年金の適正な支給を行う。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

